

解散公告(第一回)

当法人は、北海道知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

札幌市白石区南郷通二十一丁目南五番四一
医療法人社団EVEウィミンズクリニック

清算人 小泉 基生

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年七月十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により令和八年二月二十四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都練馬区東大泉一丁目三七番一三
医療法人社団地精会

清算人 金杉 和夫

解散公告(第一回)

当法人は、令和五年十二月十一日開催の責任役員会の決議により、令和八年三月二十三日神奈川県知事の認証を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

神奈川県秦野市堀西九四番地
宗教法人大至善教界

清算人 神野まみ江

解散公告(第一回)

当会は、令和八年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当会に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

沖縄県宜野湾市真志喜一丁目一番一
宜野湾市商工会

代表清算人 長堂昌太郎

解散公告(第二回)

宗教法人光昭寺は解散することになりましたので、債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

福井県福井市味見河内町二三号四二番地
宗教法人光昭寺

代表清算人 土屋 宗亮

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年五月三十一日開催の理事会及び評議員会の議決により令和八年二月六日奈良県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

奈良県天理市三島町七〇番地
学校法人天理教校学園

代表清算人 久保 善平

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十二月十六日開催の責任役員会の決議並びに香川県知事の認可により令和八年三月十三日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

香川県丸亀市幸町二丁目六番二八号
カトリック・スペイン外国宣教会

清算人 齊藤 信也

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

北九州市八幡東区春の町五丁目一三番八号
医療法人カサタ医院

清算人 加登本 弘

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年十月三十一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

北九州市小倉南区守恒本町一丁目二番一
一 号 医療法人守恒レディースクリニック

清算人 吉村 誠

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年二月十日佐賀地方裁判所唐津支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

佐賀県唐津市南城内一番一 号 大手口セン
タービル四階四〇五号室 稲津高法律事務所

清算人 弁護士 岩城 直明

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月二十四日佐賀県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

佐賀県武雄市朝日町大字中野六九四番地一
黒尾生産森林組合

代表清算人 山口 仁司

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年十月十九日開催の臨時社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、令和八年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

埼玉県蓮田市東五丁目二番一三番蓮田N
B 三 F 医療法人秀憲会

清算人 兼松 憲子

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

東京都杉並区阿佐谷北四丁目二番七号
職業訓練法人東京都理容美容協会

清算人 渡部 丈夫

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年二月十三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県姫路市久保町一二三番地
医療法人社団つきたに医院

清算人 築谷 学

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年八月十八日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和八年三月二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県西宮市高松町一一番一〇号
医療法人社団相馬胃腸科医院

清算人 相馬 淑子

解散公告(第三回)

当社は、平成十三年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月十三日

兵庫県相生市古池二丁目六番八号
有限会社ワタナベ

清算人 渡邊 保之